

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料率の改定

第5期介護保険事業計画期間の基準保険料率の改定

介護給付費の上昇等に対応するため、第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率について、各区分における保険料率の基準となる基準額（第4段階の保険料率）を48,624円から65,700円に改める。

\* 保険料率一覧表・・**A**を参照

保険料所得段階区分の多段階化

保険料所得段階区分をこれまでの実質12段階から実質14段階とする。

ア 介護保険法施行規則の改正により、現行の第6段階の基準所得金額の上限額が200万円未満から190万円未満に変更になったことから、第6段階及び第7段階の2段階を、第6段階、第7段階及び第8段階の3段階に細分化する。

\* 保険料率一覧表・・**B**を参照

イ 介護保険法施行令の改正による保険料軽減措置（特例第3段階の設定）

介護保険法施行令の一部改正により、第3段階のうち公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の者について、新たに特例第3段階を設けて、当該者の保険料率を軽減する。

\* 保険料率一覧表・・**C**を参照

財政安定化基金の取り崩しによる保険料軽減措置

東京都が設置する財政安定化基金の取り崩しにより、本則に定める保険料率の軽減を図る（基準額においては月額75円の減額）。

2 墨田区介護認定審査会の委員の定数の改正

介護認定の申請者の増加により、墨田区介護保険認定審査会の委員の定数を次のように改める。

- ・ 125人以内            145人以内（+20人）

3 施行期日

平成24年4月1日

# 保険料率一覧表

( 上段 = 年額、下段 = 月額 ( ) )

被保険者の区分	現 行 本則に定める 保険料率	改 正 案	
		本則に定める 保険料率	特例措置による 保険料率
第 1 段階 (割合 0.50) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住 民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者等	(割合 0.50) 24,312円 (2,026円)	32,850円 (2,737円)	32,400円 (2,700円)
第 2 段階 (割合 0.50) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下 で、第1段階に該当しない者等	(割合 0.50) 24,312円 (2,026円)	32,850円 (2,737円)	32,400円 (2,700円)
特例第 3 段階 (旧第 3 段階) (割合 0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超 え、120万円以下で、第1段階及び第2段階に該当 しない者等	(割合 0.75) 36,468円 (3,039円)	41,062円 (3,421円)	40,500円 (3,375円)
第 3 段階 (割合 0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階か ら特例第3段階までに該当しない者等		49,275円 (4,106円)	48,600円 (4,050円)
特例第 4 段階 (割合 0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及 び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階か ら第3段階までに該当しない者等	(割合 0.80) 38,899円 (3,241円)	57,487円 (4,790円)	56,700円 (4,725円)
第 4 段階 (割合 1.00) 被保険者が住民税非課税で、第1段階から特例第4段 階までに該当しない者等	48,624円 (4,052円)	65,700円 (5,475円)	64,800円 (5,400円)
第 5 段階 (割合 1.125) 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段 階から第4段階までに該当しない者等	(割合 1.10) 53,486円 (4,457円)	73,912円 (6,159円)	72,900円 (6,075円)
第 6 段階 (割合 1.25) 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円 未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	(割合 1.25) 60,780円 (5,065円)	82,125円 (6,843円)	81,000円 (6,750円)
第 7 段階 (旧第 6・7 段階) (割合 1.50) 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円 未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等		98,550円 (8,212円)	97,200円 (8,100円)
第 8 段階 (旧第 7 段階) (割合 1.65) 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円 未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	(割合 1.50) 72,936円 (6,078円)	108,405円 (9,033円)	106,920円 (8,910円)
第 9 段階 (旧第 8 段階) (割合 1.85) 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円 未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	(割合 1.60) 77,798円 (6,483円)	121,545円 (10,128円)	119,880円 (9,990円)
第 10 段階 (旧第 9 段階) (割合 2.30) 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円 未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	(割合 1.70) 82,660円 (6,888円)	151,110円 (12,592円)	149,040円 (12,420円)
第 11 段階 (旧第 10 段階) (割合 2.55) 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円 未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	(割合 1.80) 87,523円 (7,293円)	167,535円 (13,961円)	165,240円 (13,770円)
第 12 段階 (旧第 11 段階) (割合 2.80) 第1段階から第11段階までに該当しない者	(割合 1.90) 92,385円 (7,698円)	183,960円 (15,330円)	181,440円 (15,120円)

基  
準  
額

C

A

B

月額保険料額は、年額保険料 ÷ 12月で算出したものであり、実際の保険料月額とは異なる。